

広報 かわち

人口と世帯

2月1日現在

人口 11,921 (-22)

男 5,673 (-12)

女 6,248 (-10)

世帯 2,631 (± 0)

(前月比)

発行 河内村役場 編集 総務課広報係 発行日 昭和55年2月15日 No. 131

一月二十七日 公民館の体力づくり運動の一環である「歩け歩け大会」が行われました。この日、会場の中央グラウンドには、小学校四年生以上の男女、二百名あまりの参加者が集合。杉山村長のあいさつの後、係員のコース説明、準備運動の後、一斉にスタート。七キロのコースを一人の落伍者も出さず、全員完走しました。



2月号

ずに たい



鈴木

亨さん
(学生)

『成人の日
を迎えて』

しかし、今日この式典に参加するに及び、改めて気の引き締まる思いでその言葉を引きしめ、では、その「明日の

に実社会の一員としてひとつの事に生活して携わる者なら、その仕事に携わる者

まず、自分の回りを見渡し、最小範囲の社会に「より良く生きる」です。家を継ぐのなら、その家の将来の長たるべき後継者として、すで

たに、その仕事に携わる者なら、その仕事に携わる者

先日、電車の中で見た物があり、そこに「明日の日本を背負ってゆくのは君た

「してみると、ヤッ」と今二十代の壮年の人たちではあるの

という問いかけに僕が答えるとしたらこうです。

「日本」なんてバカでかいものを背負えるわけがなく、同じ世代の仲間たちと手をとりあってゆくわけですが、その為にまず何をすべきか、という問いかけに僕が答えるとしたらこうです。

「日本」なんてバカでかいものを背負えるわけがなく、同じ世代の仲間たちと手をとりあってゆくわけですが、その為にまず何をすべきか、という問いかけに僕が答えるとしたらこうです。

「日本」なんてバカでかいものを背負えるわけがなく、同じ世代の仲間たちと手をとりあってゆくわけですが、その為にまず何をすべきか、という問いかけに僕が答えるとしたらこうです。

「日本」なんてバカでかいものを背負えるわけがなく、同じ世代の仲間たちと手をとりあってゆくわけですが、その為にまず何をすべきか、という問いかけに僕が答えるとしたらこうです。



新成人を祝う好例の「成人式典」は一月十五日、河内村中央公民館において、百五十三名の新成人を迎え盛大に行われました。

式は、主催者側、来賓の方々の祝辞のあと、成人者を代表し、川瀬栄一さん（生板）が「このすばらしい郷土を忘れずに目標に向かって走り続けたい」と力強く誓いの言葉を述べ、閉式となりました。

閉式のあと、四地区（旧村単位）の成人者代表による意見発表が行われ、一九八〇年という多難な年代の幕明けの年に成人式を迎えたこれら若者の未来への希望と抱負が力強く発表されました。

今回は、この意見発表を取り上げてみました。

この素晴らしい郷土を忘れ 目標に向かって走り続け



たちの未来のリーダーとして
また、僕ごときまだ学生とい
う名のもとで穏かな日々を送
っている者は、今社会人とな
った時、荒波にもまれ自分を
見失なわないように、今から
自分を鍛え、育ててゆくので
す。それが、今我々がしなけ
ればならない最も大切な事だ
ではないでしょうか。

は同じ釜の飯を食った連中も
今では離ればなれになってし
まっています。それでも、今
歩いている道は違っても、そ
の道の行手に暗い未来を望ん
でいる者なく、唯の一人もあ
うはずはなく、誰もが明る
い未来を思っている。この一
点だけは間違いなく同じなの
です。その意味でも我々は毎
日ここに、新たに誓おうと思
うのです。成人の式を迎え、
法的根拠から言っても「大人」

『成人式を 迎えて』

根本久枝さん

(会社員)

成人式を迎えて「一番感謝
したい人」といえば、それは
『両親』ではないかと思いま
す。

私の事を少々いわせて頂き
ますと、私が生まれてからこ
こまで成長させてくれるのに
は、大変な苦勞もあったこと
だと思えます。生まれた時に
は、頭にできもののようなも

のができていて、それを手術
してとるか、それとも、その
ままにしておいて自然に治す
かということで、まわりの方
達が大変もめたということを
聞いております。また、小
さい時には体が弱く、よく医
者通いをしたそうです。カセ
をひいて熱を出してしまい、
夜中にお医者さんに行ったと

の仲間入りをした。その自覚
を持って、今日からまた理想
に向って新しい、そして若く
力強い一歩を踏み出さん事を。
そして、どんな事があっても
その歩みを止めない事を。
僕たちは二十歳になりました
た。けれども、まだやと二十
十年間生きてきただけなんです。
そんな僕たちが、まづし
なければならぬ事、そして
これからもずっとし続けてゆ
かなければならぬ事、それ

は何より「自分を見つめる」
事だと思ふのです。自分の進
むべき道を誤らず、しっかりと
と見定め、その上を確かな足
どりでも歩いてゆく事こそ、取
りもなおさずこの社会の発展
につながるのだと僕は信じて
います。

短かいですが、これが今の
僕の偽らざる心境。といった
ところで。

ころ、なかなか起きてくれな
かったことなどもありました。
小学校に入學してからは、
病氣もあまりしなくなり、ど
うやら無事に中学に進むこと
ができました。よく運動会な
どの季節になると、お弁当を
作ってきてくれた母のことを
思い出します。中学になると
運動に夢中だった私でしたが
大きなケガもなく、無事過す
ことができた。高校受験
という私にとって大きな問題
もありましたが、どうやら志
望校に入れたのがよかったの
です。喜びもつかの間、六月に
父が交通事故で、帰らぬ人
となってしまいました。やはり
虫の知らせとでもいうのでし
ょうか、朝学校に行く時、い

つも顔を見て「行ってきます。」
と出てくるのが、行ってきた
日は時間もなくて、「行ってき
ます。」と言ってそのまま出
てきてしまいました。いつも
わけではないのですが、今思
えば、あーそうだったのかと
思っております。それから卒
業までの三年間、母と二人の
私は、母に苦勞をかけてきて
しまいました。

今、私は会社で働いており
ますが、これから先、今まで
の分を母に業をさせてあげた
いと思っております。皆さん
にも、いろいろな思い出があ
るのではないのでしょうか。

今まで、一月十五日「成人
の日」という日は私にとって、

ただの休日の一つでしかなく
まだ先の事だという意識しか
ありませんでした。でも、今
日からはこの日を境に、社
会人として人生を歩いて行く
わけですが、今、二十歳とい
う年の重みを感じています。
十九歳と二十歳、一つしか



『成人の日』

を迎えて』

栗山浩明さん

(公務員)

私たちは、緑豊かな河内村
に生まれ、雄大にそびえる荒
波山、そして洋々と流れる大
瀬川という素晴らしい景色の

皆さまで、一九八〇年明けま
しておめでとうございます。
まず、このような盛大なる
式典を私たち成人を迎える二
百数十余名のために開催して
いただいたことを、関係者の
方々に心から深くお礼を申し
上げます。また、こうしてり
っぱに成人を迎えられました

違うのですか、一歩足を
踏み入るとま、たく別の世
界のようでした。これからは、
自分のしたことに對して責任
を持たなければなりませんし
世間の人達も大人として扱っ
てくれることだと思います。
決して楽しいことばかりでは

中で育ってきました。
春、きれいに植えられた稲
の苗が風にかがやき、秋には
黄金色に穂った稲穂の中、父

ことは、多くの恩人の方々や
両親、その他いろいろな方々
のおかげであると深く感謝し
ております。
さて、成人を迎えるにあつ
て私たちは、単に二十歳に
な、たという記念日、また、
生涯の、一つの過程でなく、成
人という言葉には、ま、と深い

なく、苦しいこともあると思
いますが、一人の人間として
誇りを持って歩いて行きたい
と思っております。
今日は、このような会を開
いて下さりましてありがとうございます。
ございました。

や母の慈愛あふれる加護をう
け、沢山の先輩諸兄姉の御指
導のもと、さらには、丁度高
度経済成長のときを迎えた、
何不自由のない恵まれた環境
に育つた、今日の晴の成人
式を迎えることができました。
本当にありがとうございます。

今日からは私たちも成人、
社会人のひとりとして大人の
仲間入りをする事になります
した。今、その責任の重大さ
を痛感しています。

意味が含まれていると思いま
す。なぜならば、二十歳にな
れば今まで子供として扱われ
てきたものが、二十歳を境に
して成人、つまり大人として
扱われるのです。そして、人
生の春を迎えると同時に、予
供時代のカレンダーにピリオ
ドを打たなければならないの

さて、今日の成人の日にあ
たり、ささやかではあります
が日頃考えていた所信の、端
を申し上げ、新たな出発への
決意としたいと思えます。

促進と動議の七〇年代に別
れを告げ、一九八〇年代を迎
えた今、目を大きく見開いて
政治に転ずるならば、私は、
政治モラルの欠如した今の政
治社会の行動を浄化するため
の参政権、この権利を有効に
つ正しく行使することが社会
開発の大きな力になるものと
信じています。そして、人が
人として尊ばれる平和で民主
的な社会を築きあげる、それ
は、次代に生きる我々若者ひ
とひとり、小さなが、

に閉じこもっているのでは
なく、善隣友好、相互扶助
の精神を堅持し、生きること
だと思えます。
私は現在、河内村の職員
として勤務していますが、公
務員として村の発展のために
努力する覚悟です。
皆さん、我々が生きる世界
は誰のものでもありません。
私たちは自身のものです。私
たちの歩み如何によって決ま
るのです。その国の繁栄は、そ
の国の青年の生き姿をみれ
ばわかるともいわれます。
今日、この成人式を期して
共に手を取り合い、励まし合
い、明日の日本のために生き
ていこうと訴えます。

本日はこのような盛大な式
典を催していただき、本当に
ありがとうございます。
この成人に対する期待にこ
たえるためにも、私は今、自
分に与えられた仕事に全身全
力を傾け、がんばりたいと
思います。
ご静聴ありがとうございます。

です。しかし、大人になった
からといって、現から束縛され
ることなく自由気ままに行動
できるといふ意識を持つので
はなく、逆に自分の行動に自
覚と責任を持たなければなら
ません。そして、法律の上に
おいて、特権が与えられるの
です。言うまでもありません

が、煙草、酒が許され、また
選挙権が与えられ政治へ参加
することができるようになる。
特権は、ひとりの成人として
認められたから与えられるも
のであり、だからこそ今まで
以上に自分の行動に責任を持
ち、また、信頼を持たれるよ
うにしなければなりません。

が、煙草、酒が許され、また
選挙権が与えられ政治へ参加
することができるようになる。
特権は、ひとりの成人として
認められたから与えられるも
のであり、だからこそ今まで
以上に自分の行動に責任を持
ち、また、信頼を持たれるよ
うにしなければなりません。



『二十歳に

なっと思う』

小更 修さん

(学生)

とはいうものの、子供と大人の間の青春時代のさなかに、一足飛びに大人になることは、むずかしいことだし、急に生活が変化するわけでもないのです。しかし、成人というそ

の重みを感じとらなければなりません。成人を迎えた私たちの中には、職場について立派に仕事に励んでいる者、大学や専門学校で学問に励んでいる者と

がいるが、共に二十歳という踏み台を利用して、働く者はよりいっそう社会に大きく貢献し、また学ぶ者は、これから社会へ飛び立つための知識・技術を身につけ、それらを活用して社会の一員となり、共に自分なりの義務を果し立派な成人となつて行かねばなりません。

もっと広い目で見つめれば私たちの世代が日本、いや世界の動きをキャッチし、私たちの手で動かすような心構えで体でぶつかってゆき、世界の荒波にもまれながらも若者なりのバイタリティを発揮し

世界を引っ張って行き活躍することが、私たちに對して老齢化する社会が期待することではないでしょうか。そして、のんびんだらんと生きているのではなく、二十年間の経験を活かし、何らかの目標を持ち、それを達成するまで結果をおそれず自分なりのベストをつくし、長い目で大きな心で自分への生きがいを見つけ、マイペースでひとりの人間として一歩、歩成長して行きたいものです。しかし、ひとりの力ではどうしようも出来ないことがあります。人間はひとりでは生

暮らしの中の火災原因 くれぐれもご用心を

すべてを成にしてしまう火災—この原因の七七八割はちよつとした不注意なのです。いうならば、日々の生活の中に「出火原因」は無数にこ

ろがっているといえましょう。お風呂の消し忘れ、こたつやアイロン、ドライヤーなど電気器具のつけっぱなし、たばこの火の不始末、石油ストー

ブを点火したままの給油、ベジジン、スプレーなどの火気への接近など、数えあげたきりがないほどです。特に、いたずら盛りの幼い子供

のいる家庭では「火遊び」にも十分注意してください。子供の子供にとっては、マッチやライターのパックとした炎はひとつの「魅力」として



子供の火遊びにご注意

つるようです。お母さんが家事に追われている時など、こたつの上にマッチやライターが置いてあると、子供は、つい「日ごろの夢」をかなえたくなくて、いたずらする場合がありますから気を付けましょう。

マッチやライターなど、火の元になるものは、ふだんから子供の手の届くところには絶対置かないように注意しましょう。

特に二月は、空気が非常に乾燥していて強い風が吹くことも多く、そのうえ暖房器具を使う時期でもあります。ありがたくなれないことに、二月はまさに三拍子そろった「火災シーズン」といえるでしょう。

二月二十九日から春の全国火災予防運動が行われます。火の元には、くれぐれもご注意を——。

忘れずに申告・正しい納税

老人センター	2/21 (木)	早井・砂場・堀割・丸田 四ッ谷・三ッ谷・小巻
	2/22 (金)	大鍋・生鍋・龍丁歩・藤蔵 小林・角崎

第三公民館	2/25 (月)	羽子騎・古河林・手栗
	2/29 (金)	広田・中曽根・堤・古通・ 新橋・保村
	3/3 (月)	高・布鎌・平三郎・宮淵・ 猿島・遠下

長竿農協	3/4 (火)	上組・中上・愛宕町・中郷 ・下町歩
	3/5 (水)	小詰・下組・入谷・大境 ・荒地・庄布川・十里

青年研修所	3/6 (木)	田川・流作・片巻
	3/7 (金)	下加納・和銅谷
	3/10 (月)	上金江津・排水機
	3/11 (火)	中金江津・下金江津
	3/12 (水)	十三間戸・平川

いよいよ今年も申告の時期となりました。

河内村においても、昭和54年度所得税確定申告、村県民税申告の受付を次のような日程により行いますので、村民のみなさまのご協力をお願い申し上げます。

昭和55年度の税額を決める大切な申告です。忘れずに必ず申告しましょう。

〔持参するもの〕

健康保険証、印鑑、生命保険証または領収証、国民年金領収証、給与支払報告書（給与収入がある場合）

なお、おいでの際には先に配付された調査表に耕作面積、農機具等を記入のうえ、必ずご持参ください。

〔受付時間〕

午前9時から午後3時まで

所得税確定申告・相談

河内村役場二階会議室にて受け付けます

役場会議室	2/19 (火)	2/27 (水)	職業・地区別日程の指定表は、別途通知書にて送付されます。
	2/20 (水)	2/28 (木)	
	2/26 (火)	2/29 (金)	

村県民税申告

下記の日程により、各地区ごとに出張受付を行います。

場所	月日	対象地区
----	----	------

第一公民館	2/19 (火)	宿・西・堤向・中道・幸谷
	2/20 (水)	万年・北河原・関場・内野・ ・浄玄

控除関係

□主な所得控除□

みなさんが申告をされる場合、その総所得金額からは次のような控除が受けられます。

基礎控除	…… 29万円
配偶者控除	一般 …… 29万円
	老人 …… 35万円
扶養控除	一般 …… 29万円
	老人 …… 35万円
	同居老親等 …… 40万円
障害者控除	一般 …… 23万円
	特別 …… 35万円
高齢者、寡婦、勤労学生控除	…… 23万円

社会保険料控除

支払額の全額(国民年金の特例納付分を含む)

生命保険料控除 …… 最高5万円

損害保険料控除(建物共済掛金等)

短期 …… 最高3千円

長期 …… 最高1万5千円

長期と短期がある場合 …… 最高1万5千円

医療費控除 …… 最高2百万円

申告をされる場合は、上記の控除対称に該当すると思われるものの証明書または領収書を必ずお持ち下さい。

なお、昭和54年中に家を新築または購入したり、あるいは民間の金融機関などから十年以上のローンで資金の借入れを受けた場合確定申告をしますと3年に渡り所得税の控除を受けることができます。

なお、申告についての詳しいお問い合わせは、直接または電話にて下記へどうぞ。

▽龍ヶ崎税務署 〒301

竜ヶ崎市川原代町字古川1182の5

電話 02976 (6) 1303

▽河内村役場税務課

電話 河内 (4) 2111

内線 36.37番

所得税の還付を受けるため

確定申告をする場合とは

昭和五十四年分所得税の確定申告の時期(二月十六日

三月十五日)が近づきました。

所得税にはいろいろな控除があり、サラリーマンの場合、ほとんどの人が年末調整で控除を受けられます。

戻る人▽

(1)サラリーマンで雑損控除、医療費控除、住宅取得控除が受けられる人。

(2)雑損控除：災害や盗難、横領などにあい、住宅や家財に損害を受け、その損害額が年間所得の10%を超えているときは、その超えている部分が所得金額から控除されます。

(3)医療費控除：本人や家族が病気になり、医療費を支払った場合、その額が通常5万円を超えていると、そ

の超えた部分の金額が所得金額から控除されます。

(4)住宅取得控除：住宅を新築したり、新築住宅を購入し、その床面積が一六五平方メートル以下で、新築、購入してから六ヶ月以内に

入居し、引き続き居住している場合、居住した年

から三年間、各年分の所得税額から最高三万円が控除さ

れます。

(5)結婚などのために年中中途退職し、再就職しなかったため年末調整を受けなかった人。

(6)特定の寄付金を支出し、寄付金控除が受けられる人。

(7)原稿料や利子、配当などの収入があるが、それらを含めた全体の所得があまり多くないため、源泉徴収税額が納め過ぎになっている人。

(8)予定納税をしていたが、休業や廃業などのため、所得が前年より大幅に減った人。

税金の還付を受けるための申告は、確定申告の受付開始の二月十六日より前でも受け付けます。(竜ヶ崎税務署)

早く申告すれば税金の還付も早く受けられます。

どうぞお早めに。



国民年金の知識 (10)

寡婦年金は、老齢年金を受け、資格要件を満たしていた夫が、年金を受けずに亡くなった場合、その妻に支給されるものです。

条件V

次にあげるすべての条件にあてはまる必要があります。

(1) 亡くなった夫の国民年金の加入期間（保険料を納めた期間および保険料の免除を受けた期間）が、

寡婦年金

① 夫が亡くなったとき、妻が六十歳以下であり、その生活費が夫によって支えられていたこと。

② 妻と亡くなった夫との婚姻関係（内縁関係は認められ



国民年金の現況届

今年4月から 提出期限が変わります



国民年金の老齢年金および通算老齢年金を受けている方の現況届の提出期限はこれまで毎年、2月15日でしたが、今年の4月から年金を受けている方の「誕生日の末日」に変わります。ただし、誕生日が1月から3月の方については、今年に限り今まで同様2月15日までです。

くわしくは、最寄りの社会保険事務所または役場年金係におたずねください。

年金額＝(1,300円×保険料納付済月数+1,300円×保険料免除月数×1/2)×1.207(スライド率)×年金額

（注）が、十年以上続いていたこと。

寡婦年金は、妻が六十歳から六十五歳に達するまでの間支給されます。

したがって、六十歳前に夫を亡くした場合は、六十歳になるまで支給は受けられません。

年金額は、死亡した夫が受けることができた老齢年金の額の半分です。

住民の監査請求

暮らしの中の自治用語

最近、一部地方団体では、住民は当該地方団体の監査委員に対して住民監査請求ができることとされて、住民から監査請求を受ける場合、請求のあった日から六十日以内に監査を行い、その結果を本人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認める

では、地方団体の長、職員等が違法または不当な(1)公金の支出、(2)財産の取得、処分、(3)契約の締結、履行(4)債務その他の義務の負担を行なった場合とか、違法または不当に公金の賦課、徴収または財産管理を怠った事実があると認められる場合は、当該地方団体の長、職員等に対して必要な措置を講ずべきことを勧告することとされています。また、この勧告を受けた執行機関等が必要措置を講ずるべきときは、請求人は住民訴訟を提起でき



乳用児のかぜ

乳用児のかぜ

乳用児のかぜは、病気で、カゼが、一番多く、一年間に五六回はひくといわれています。

原因と症状の特徴

乳用児のかぜは、両親など身近な人からうつされることが多く、その原因は、ほとんどがウイルスによるものです。症状としては、鼻汁を出したり、くしゃみを伴ういわゆる

気をつけたいこと

乳用児のかぜで一番注意したいのは、中耳炎です。鼻と耳がのどの奥でつながっているため、鼻かぜは中耳炎を起こしやすいのです。また、乳用児の場合、かぜに下痢はつきまとい、よく、言いかえれば、下痢のはとんどがかぜによるものと言ってもよいほどです。

下痢をしても、食欲があ

手当て

最初の鼻かぜの段階で、部屋を暖かくしたり着るものに気を配るなど、体の保温に注意しましょう。そうすれば、一週間ぐらいでよくなります。下痢の場合は、温かくして安静に寝かせ、水分を十分に与えることが大切です。おやみに下痢止めの薬などを飲ませるのは、禁物です。



発熱のときは：

熱があるときは、体の保温に気を配り、顔を冷やしてやるとよいでしょう。また、三十八度台の熱が続くときや、けいれんを起こしやすい子供の場合は、早めに医師の指示を受ける必要があります。

ガスメーターの有効期間

プロパンガスメーターの有効期間を記入してください。

法 際 罰 則 も

ご存じですか

有効期間を経過したガスメーターを使用していた場合は、二年以下の懲役もしくは二十万円以下の罰金に処せられることがあります。法律「計量法」により使用することにはできません。ご注意ください。

表示箇所

ガスメーターの有効期間は、外箱に取り付けられている銘玉に表示されています。よく調べ、有効期間を経過したガスメーターは、ガス販売業者に連絡し、早めにかさめりけに交換してください。

銘玉の表面



検定通印
(合格印)

銘玉の裏面



有効期限
上の数字は年
下の数字は月

例、昭和54年7月まで有効

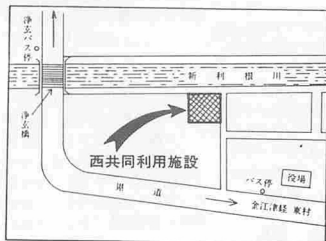
施設のお知らせ



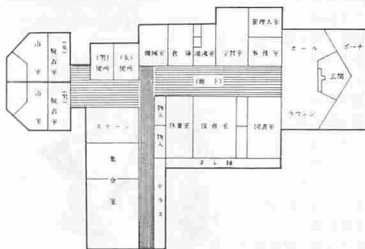
西共同利用施設正面玄関（東面）

学習室等も良く整備されていますので人数の多小にかかわらずお気軽にご利用下さい。

位置图



施設平面図



静かな環境・超音波風呂

河内村西共同利用施設

— 会議等にもぜひご利用ください —

興をはかると共に、高齢社会化が進むなか、老人が健康で明るく楽しい生活をおくることができるような環境の整備を目的に、防音設備と超音波風呂を備えたモダンで静かな環境施設、それが、西共同利用施設[※]です。

ご利用方法

△交通機関▽ 関東鉄道バス
 停留所「役場前」または「浄
 玄」より共に徒歩五分程度
 △施設位置▽ 位置図参照
 △所在地▽
 源清田後開地二七九番地

電話 内四局一・二・三・〇
 〓（使用許可） 施設をご利用の際は、事前に使用申請書を提出するか電話予約をお願いいたします。（申請用紙は施設に備えてあります）
 〓（使用できる時間） 午前九時～午後四時まで
 〓（休日） 第一・第三・第三月曜日、第二・第四日曜日、祝祭日、年末の二十九日～年始の三日までの間
 都合により臨時休日とする都合もあります
 〓（使用料） 入浴料を含む

村人老人（六十歳以上）
一人につき 百円

村内一般
一人につき 二百円

村外居住者については、使用料（村内）の五割増。

※ 付添人の使用料は使用者本人と同額です。

（送迎バス）二十名以上でご利用の場合のみ、一週間前までに施設にご連絡下さい。

（その他）

● 入浴される方はタオルをご用意下さい。

● 毎週土曜日は健康相談日です。ぜひご利用下さい。

会員募集

なお同施設では、施設主催の趣味のクラブの新規開設に伴い、会員を募集しています。新しく開設されるクラブは

(1) 盆裁クラブ

(2) 工芸クラブ

(3) 美化クラブ (園芸)

の三クラブですが、そのうち盆裁クラブにつきましては、三十八名の会員を迎え、この

一月二十日に同施設において設立式が行われました。

趣味を同じくする者どうし持てる技術を高め合い、気軽に交流できる楽しいクラブ作りが目標です。趣味を同じくするみなさんの参加申込をお待ちしています。

河内村西共同利用施設
電話 (041) 二八三〇までお問い合わせ下さい。



1月7日 好例の河内村消防団出初式が行われました。今年の出初式は前々日に降った雨のため中央グランドが使用できず、やむなく会場を変更し、役場職員駐車場において行われました。



（バカ／バカ／祝います。モトからウラまで実ります。実ります）
デ。カイ粒実ります。

この言葉なをくり返し聞えながら、子供たちが各家々を歩いていきます。

正月14日の晩、小・中学生が中心になり各家々から寄せ集めた「しめかざり」や「お礼」を燃やし、その火でおヤナを焼いて食べる「アノドリ」の行事。その年の豊作を祈願する古くから伝わる農村行事のひとつです。(写真左 源清田地部落にて)



完成した管理棟と中央公民館 (写真右後方)

ひと足先に『管理棟』が完成

昨年より整備工事が進められている河内村国民運動場(中央グランド)南側に管理棟が完成、一月二十二日引渡検査が行われました。完成した管理棟は、鉄骨造平家建、延床面積百四十九・九二平方メートル。総工費九百二十八万円を

められて建設されたものです。事業資金の内訳は、国庫補助金百五十七万五千円、起債五百三十万円、一般会計からの支出金二百四十万五千円と

なっています。

進む整備計画

これからの整備計画については、「農村環境改善センター」(農村総合整備モデル事業の一環)、「体育館」「運動公園」(新農業構造改善事業の一環)等の建設が予定されています。

三つのうち後者二つについては、五十六年の地域指定まちとなつていきます。なお、整備が中途となっており大変ご迷惑をおかけしておりますグランドの土盛り作業については、四月に入り次第早急に仕事を完了する予定になっています。



お知らせ

2月の納税

○国民年金保険料 4期

子宮ガン集団検診

子宮ガン検診を次の日程により行います。

“子宮ガン”は、早期発見・早期治療が第一。今回の検診もそれが目的ですので、できるだけ多くの方が受けられますようお願い致します。

- 対象者 35歳以上の婦人
- 検診日 下記の4日間
3月10日(月)
11日(火)
13日(木)
14日(金)
- 申込方法 母子保健推進員の方、または河内村役場衛生係までお電話でお申し込み下さい。

電話 河内(4)-3111
内線 39,40番

献血のお知らせ

5年最初の献血を次の日程により行います。

大切な命を救う大事な“血液”を確保するため、献血にぜひご協力下さい。

- 実施日 2月25日
- 場所と時間

河内村役場玄関前
午前9時30分～11時30分
青年研修所
午後1時～2時30分

からだの不自由な ひとひとの作品展

作品募集のお知らせ

開催日 3月22日から25日
会場 水戸市 伊勢基百貨店

応募資格 県内に居住し、身体障害者手帳を所持する者
出品作品 絵画、彫塑、書道、写真、陶芸、手芸、編物、木工、竹細工、文芸等(盆栽、農作物は除く。)で身体障害者が自ら製作したもの(1人何点出品しても可。)

なお、出品者の希望により即売を行います。

作品の搬入先、期限

2月25日～29日まで
に住民課福祉係へどうぞ。

※ 作品募集についての詳しいこと
のお問い合わせ先は

茨城県生活福祉部障害福祉課
電話 0292(24)2629

善意のご寄付

村民の福祉向上と交通の安全を守るためにお役立て下さいと、村人T氏より匿名で、河内村社会福祉協議会および河内村交通安全協会宛にそれぞれ5万円、合計10万円のご寄付が寄せられました。

両会ではありがたくお受けし、ご寄付の意志に派い活用させていただきます。

河内村社会福祉協議会
河内村交通安全協会

ご協力ありがとうございます
ございました

歳末たすけあい募金

河内村社会福祉協議会

歳末たすけあい募金につきまして、各区長さんの絶大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、婦人会、消費者行政、みのり会、老人会、中学生徒会および各種団体の皆さんより多額のご寄付を賜りありがとうございます。

おかげをもちまして、生活保護者、身体障害者、ねたきり老人、ひとり暮らしの老人、低所得者および各施設に入所または入院されている方々、延べ392人の方に配分することができました。

＜配分＞

第1回配分	984,000円
第2回	160,000円
合計	1,144,000円

この配分金の中には、各家庭の皆さまのご協力により実施された婦人会主催によるバザーの売上金のご寄付260,060円が含まれています。

皆さまの心あたたまるご寄付を賜り、深く感謝すると共に、重ねて厚くお礼申し上げます。

“国を支える若い力”

陸・海・空 自衛官募集

防衛庁では、茨城の若い力に期待しています。

採用になりますと特別職国家公務員として身分が保証され、また、自衛隊生活で修得する技術・強い責任感・強健な身体は社会において高く評価されており、就職の際には絶対有利な条件となります。

ぜひ応募して下さい。

＜応募資格＞

18歳以上、25歳未満の方ならどなたでも結構です。
●詳しく知りたい方は、次のところにご連絡下さい。

河内村役場総務課

電話 河内(4)2111

自衛隊土浦募集事務所

電話 (0298)21-6986